

メアリ・ウルストンクラフトの自由概念について

大阪大学大学院人文学研究科 内藤正博

序

本論文の目的は、メアリ・ウルストンクラフト(Mary Wollstonecraft, 1759-1797)の哲学における「自由」の意味内容を解明し、その現代的意義を取り出すことにある。

ウルストンクラフトは、フェミニズムを初めて体系化した人物として紹介されることの多い人物である^(注1)。彼女の主著である『女性の権利の擁護 (*A Vindication of the Rights of Woman*)』(1995 [=1792]、以下引用の際にはVRWと略記)は、女性が抑圧されている現状を分析し、ルソーを代表とする男性思想家らの女性観(特に『エミール (*Émile, ou De l'éducation*)』(1762)における男性中心主義的な教育構想)を批判しながら、女性教育のあり方などを提言するものであり、「フェミニズムの古典」(梅垣[2011] 8頁)と呼ばれることもある。

フェミニズム史における重要人物であるにもかかわらず、ウルストンクラフトを扱った日本語圏の哲学的研究は、決して十分とは言えない。彼女の著作スタイルが、論文、パンフレット、小説、書簡体など多岐にわたるために、典型的な哲学研究的アプローチが困難であるという側面が、要因の一つとして考えられる。しかしまた別の重大な理由もあるようにも思われる。それは、20世紀以降の実践的なフェミニズム研究が多層化していく過程の初期から、彼女の主張がいわゆる「リベラル・フェミニズム」の悪しき代表として解釈され、様々な立場からの批判に晒されたということである。

「ラディカル・フェミニズム」は、ウルストンクラフトが「男性らしくなる」ことを女性にとっての目標であるかのように語った点を問題にし [...] 「社会主義フェミニズム」は、ウルストンクラフトの主張が「ブルジョワ的」な価値観にきつく縛られたものであることを指摘し [...] 「ポストモダン・フェミニズム」は、『女性の権利の擁護』を、「啓蒙的理性」という「男の言語」を用いたがゆえに「女性的なもの」を押し殺し、出口を見失った書物とみなし [...] ポストコロニアル批評が勢いをもつと、ウルストンクラフトは、他者の抑圧にたいして無自覚な「白人フェミニスト」や「西洋(帝國的)フェミニスト」として、批判的に検討されることになった。」(前掲書 48-49頁)

それゆえ、フェミニスト哲学としてのウルストンクラフトの思想が既に「乗り越えられた」ものとして考えられており、その現代的有効性が – 特に、フェミニズム理論が「輸入」されることの多かった日本においては – 認識されにくくなっているのではないか。本論文は、そのような批判や否定的認識からウルストンクラフトを擁護し、再評価しようとする試みでもある。

行論は以下のように進む。第1節では、ウルストンクラフトの政治哲学を共和主義的文脈に位置付ける解釈について検討する。第2節では、ウルストンクラフトの君主制批判を分析し、そこに政治哲学的側面と、自由を求めることによる規範的側面があることを示す。第3節では、専制権力から自由であるための条件としての「自立」に着目し、彼女の自由概念の射程を明らかにする。

第1節 共和主義的解釈の可能性

ウルストンクラフトの思想は、啓蒙主義、社会契約論、キリスト教神学、フランス革命などの様々な要素から構成されているが、政治哲学的アプローチから文献研究が推し進められているのは近年のことである。彼女の著作を「女性解放」という枠内においてのみ考察するのではなく、フェミニズムを基底に据えながら、より広い射程の下に解釈する試みであると言ってよい。体系的と見做すことの難しいウルストンクラフトの諸著作を、様々なキーワードおよび思想的系譜に結びつけて分析することによって、多様な（ともすれば相反する）解釈が現在進行形で提示され続けている。

ウルストンクラフトが「政治哲学者」として読まれてこなかったという事実は、ある意味で奇妙なことのようと思われる。というのも、『女性の権利の擁護』の指す「権利」には女性が政治に参加するという権利も当然含まれているからである。そして、本論文が問題にする「自由」についても、彼女は次のように述べている。「健全な政治が自由を拡大させれば、女性を含めた人類はより賢く有徳になるだろう […]」(VRW p. 108)。女性が抑圧されている状況を是正するために、女性の自由が目標となっていると言えるわけだが、そのような自由は「健全な政治」によって拡大・実現される。そうであれば、ウルストンクラフトが論ずるのは「女性を含めた人類がより賢く有徳になる」条件を探求する啓蒙主義的「政治哲学」なのであって、例えば女性個人の徳を説くような道徳哲学なのではない、と主張してよいのではないだろうか。

以上を踏まえて、本論文が注目するのは、ウルストンクラフトを共和主義

的伝統に位置付ける解釈である。

共和主義，あるいはリベラリズムへの批判は，現代フェミニズムが提示してきた論点の一つである。これらの理論においては，公的領域と私的領域の分離が前提とされる。前者が政治的・市民的領域であり，後者が家庭的領域である。その際，男性が公的領域を担い，女性が私的領域を担うというジェンダー的不均衡が暗黙裡に覆い隠されてきた。共和主義は「女性を市民権（citizenship）から排除し，それにより自立の利益からも排除してきたという歴史」（Coffee [2014] p. 909）を背景に持っており，それゆえフェミニズムとは長らく緊張関係にあったのである。

一方，ウルストンクラフトの主張は，共和主義に立脚しながらも，そのような分離的前提に揺さぶりをかけるものであった。元々，彼女が『女性の権利の擁護』を著したのは，フランス革命および 1791 年憲法が掲げる政治的平等に女性が組み込まれていなかったことを批判するためである。『公教育についての報告（*Rapport sur l'instruction publique*）』（タレイラン報告とも呼ばれる，新憲法に基づく無償の公教育を実現するための提言を記した文書）を議会に提出したタレイランに対する献辞の中で，ウルストンクラフトは次のように述べている。

「しかし，女性が声を持たず，人類の自然権への参加から排除されるのならば，不正義と矛盾を回避するために，女性が理性を欠いているということを証明してください – そうでなければ，あなた方の新憲法におけるこの欠陥は，男性は何かしらの形で専制君主（tyrant）のように行爲するものだということを示し続け，また，専制支配（tyranny）は，社会のどの部分においてその鉄面皮な顔を上げようとも，道徳を蝕み続ける，ということを示し続けるでしょう。」（VRW p. 69）

彼女の告発は，共和主義を標榜するにもかかわらず女性を排除するという男性中心主義的体制が，革命の打倒目標であったところの専制支配と，結局のところ変わらないのではないかと，という問いを提起するものである。また，上の引用では，啓蒙主義が想定する「理性」が男性にのみ備わるとされていた事実が念頭に置かれていることにも注意しなければならない。彼女はいわば，共和主義者として共和主義を批判し，啓蒙主義者として啓蒙主義を批判したのである。

ここから見えてくるのは，共和主義とフェミニズムを繋ぐ架け橋としての

ウルストンクラフトである。彼女の思想に両理論の要素が内在しているとなれば、それを考察することによって、両者の軋轢を解決する道筋が明らかになる可能性がある。それゆえ、現代の共和主義者 – 「ネオ共和主義者」 – たちは、「フェミニズムと共和主義の間にある顕著な親和性を見出す」(Frazer [2020] p. 29) ために、ウルストンクラフトを捉え直そうとしているのである。

第 2 節 専制権力の根源としての君主制批判

本節では、ウルストンクラフトの自由概念に関わる「専制権力 (arbitrary power)」について、彼女の君主制批判を基軸に考察する。

第 1 章「人類の権利とそれに関わる義務の考察」の中で、ウルストンクラフトはルソーを批判しながら次のように述べる。「彼 [=ルソー] は、悪徳が美德を踏みにじり、善の偽物が現実にとって代わるのを見た。彼は、権力によって邪悪な目的へと曲げられる才能を見た。そして、この巨大な害悪を専制権力にまで辿ること [...] 身分的差異にまで辿ることについては全く考えなかった。」(VRW p. 83) そして、専制権力に対する「服従」もまた、その害悪を強化・生産するものである。そこから彼女は、君主制・軍隊・聖職者への批判を展開する。というのは、その 3 つのいずれについても、「著しい階級的服従がその権力を構成」するのであり、「道徳に対して非常に有害」(VRW p. 84) だからである。君主制はなぜ害悪の根源とされるのか。また、どのようにして君主制がその害悪を拡大させるのだろうか。

本節第 1 項では、ウルストンクラフトの君主制批判が 2 つの要素 – 自然状態と、それに起因する経済的不平等 – に基づいて展開されていることを確認する。第 2 項では、同時代の共和制理論との比較を通して、ウルストンクラフトによる君主制批判の特徴を考察する。

第 2 節第 1 項 自然状態、および独占的財産の不正

ウルストンクラフトは、諸害悪の要因を「専制権力」および「身分的差異」に見出すが、専制支配は自然状態に由来するものである。彼女によれば、「人間が野蛮からまさに脱出しようとしていた初期社会」(VRW p. 85) においては、貴族政をとる政治、および宗教が支配権を持っていた。しかし、「政治と宗教の対立する諸利害が均衡を失うことによって、君主制と教権支配 (hierarchy) が野心的な争いの中から生まれ、両者の基礎は封建的土地所有

制度によって保護される」(ibid.).「野蛮」な状態に由来する王権と法王権は、その権力を維持するために、「陰險な腐敗 (corruption)」(VRW p. 86)に頼ることになる。この見立てに基づき、ウルストンクラフトは、君主という地位の存在そのものを批判する。そして、「自然状態を賛美する彼 [=ルソー]の議論」(VRW p. 81)の誤りを指摘し、自然状態への回帰を否定的に捉える。

「有害な高位こそが、文明の進歩を呪いへと変え、悟性を歪める」(VRW p. 86)なのであって、文明そのものが悪なのではないと主張する彼女は、その点でルソーに反対している。

また、君主制は「封建的土地所有制度によって保護される」ことから、ウルストンクラフトは財産の独占を正当化する諸制度に対しても批判を加える。エドモンド・バークのフランス革命批判 (『フランス革命についての省察 (Reflections on the Revolution in France)』(1790)) に対する反論として書かれた書簡体パンフレットである『人間の権利の擁護 (A Vindication of Rights of Men)』(1995 [=1790], VRM と略記)の中で、彼女は生得権としての自由権と、所有権とを対比させている。

「閣下 [=バークに対する呼びかけ], あなたに人間の生得の権利という、論争の的になっている権利を簡潔に定義してさしあげましょう。個々人は社会契約とその継続によって他の個々人と結合しているのですが、生得の権利とは、このように結合している他のどの個人の自由とも共存できる範囲での、市民的 (civil) かつ宗教的な自由なのです。この単純で純粋な意味での自由は、財産 (property) という悪霊が手近に存在し、人間の神聖な権利を侵犯して、正義とは相容れない恐ろしく壮麗な法で身を固めてきたために、私達の美しい地球上にこれまで樹立されてきた様々な政府において、まだ一度も具現されたことのない公正な観念である、と私は認識しています。」(VRM p. 7 [訳書 8 頁])^(注 2)

ここで注目したいのは、第一に、財産が - ウルストンクラフトが批判しているのは「財産一般ではなく、貴族的な形態の財産」(Ferguson [1999] p. 432)であるが - 人間の自由権を「侵犯」していると主張されていること、そして第二に、<生得権としての自由>が、そのような「貴族的」財産を原因として、未だいかなる政治体制においても実現されていないと考えられている、ということである。つまり、ウルストンクラフトに従えば、<生得権としての自由>が実現されるためには、財産の集積による専制的権力を廃止

しなければならず、またそれ故に、その財産によって支えられている政治体制としての君主制は共和制へと移行しなければならないということになる。

『女性の権利の擁護』第9章「社会に存在する不自然な差異から生じる有害な影響について」においても、「世の害悪と悪徳の殆どが[...]財産に対して払われる尊敬から生じる」(VRW p. 230)とされ、それらによって形成される「階級」そのものが批判される。そして、この階級こそが、章のタイトルにもある「不自然な差異」に他ならない。「一つの階級は別の階級を抑圧する。というのも、全ての人々は財産によって尊敬を獲得しようとしているからである。そして財産がひとたび得られれば、それにより、才能と徳によってのみ得られるはずの尊敬を獲得することになる」(ibid.)。ウルストンクラフトはここで、経済的分析対象の範囲を拡大している。つまり、財産の不均衡は、君主と臣民の関係においてのみ生じるのではない。経済力に規定された階級社会内では、人民の間 - 特に男性と女性の間 - においても分断が生じ、抑圧の関係へと陥ってしまうのである。

「階級という馬鹿げた区別は、文明を一つの呪いにしているものであり、好色な専制支配者と、狡猾で嫉妬深い依存者との世界を分けることによって、あらゆる階級の人々をほとんど同じ程度に墮落させている。」
(VRW p. 234)

第2節第2項 「君主のいる共和制」の不可能性

君主という地位の当否は、政治体制の問題に収まらない。その影響は、ウルストンクラフトが言うところの「道徳」に関わる。なぜなら、君主の地位こそは、女性を抑圧するものとしての専制権力の根源だからである。

ここで、なぜ法理論的な枠組みで、つまり純粋な体制論として、君主制を論じないのか、という疑問が提起されるかもしれない。確かに、政治体制を考究の対象とする際に、道徳（あるいはウルストンクラフトの場合、それと共に「理性」）に訴えるということは、議論の厳密性を欠くおそれがある。しかし、留意する必要があるのは、権利を持たない女性が考察対象となっている点であり、「女性の権利」を擁護することがウルストンクラフトの目的であるということである。法的権利を持たない人々について議論する際に、別の規範に依拠しながら君主制を批判することは、何ら不思議ではない。

ウルストンクラフトは、女性の抑圧が身分制に大きく起因すると考えてい

だが、男性もまた、支配者であれ被支配者であれ、墮落させられていると考えている。彼女の論法としては、女性が抑圧されている状況があるが、その抑圧には実は男性も含まれている場合があるということ、階級制があらゆる人々に有害であることを主張しようとしているのである。

「男性が奴隷的従属の中で教育され、贅沢と怠惰によって無気力になっているというのに、人間の権利を表立って申し立てる男性を、我々はどこで見つけるだろうか？ [...] 君主と大臣への隷従 (slavery) から世界が解放されるには長い時間がかかるだろうが、その君主と大臣の恐ろしい支配は人間精神の進歩を妨げる。そのような隷従はまだ廃止されていない。」 (VRW p. 117)

では、同時代の哲学者は、純粹体制論的に君主制をどのように捉えていたのだろうか。共和主義は、18世紀の時点で必ずしも君主制の廃止を意味するものではなかった。例えば、モンテスキューは君主政を専制政から区別し、前者の法的支配を認めており、ルソーは共和制が貴族政や君主政と両立しようと考えていた (斎藤 [2019] 220-223 頁)。また、よく知られているのはカントの共和制論である。カントは、政治の「支配形態 (forma imperii)」と「統治形態 (forma regiminis)」を区別する。「支配形態」は、「最高の国家権力を所有する人々の数の違いによって区分」(VIII 352) され、君主制・貴族制・民主制の3つが存在する。一方「統治形態」は、「国家がその絶対権力を行使する仕方に関するもの」(ebd.) であり、共和的もしくは専制的である。共和的統治形態では、立法権と執行権が分離されるが、専制的統治形態ではその2つが一致する^(注3)。そこから、「支配形態が君主制で、統治形態が共和的」であるという体制が理論上可能となる。カントは支配形態と統治形態を区別することによって、共和制と君主制を両立させたのである。

純粹に政治的なパースペクティブに限れば、上に見た哲学者らの共和制・君主制論は妥当性を持ちうる。一方、ウルストンクラフトの君主制に対する見解の独自性は、前節で確認したように、政治哲学的観点に加え、経済的分析に基づく規範的観点が採用されているところにある。つまり、文明（これには法的体制も含まれる）を否定する野蛮な自然状態の延長としての君主制批判と、財産を独占することによって階級を形成し、不平等な関係という抑圧を生み出すものとしての君主制批判とによって構成されているのである。

次節では、後者の批判を手がかりに、専制支配の無い状態がどういったものなのかを考察する。

第3節 自由と自立

ウルストンクラフトは、『女性の権利の擁護』の中で頻繁に女性を「奴隷 (slave)」になぞらえる^(注4)。しかし、専制的 (arbitrary, 恣意的) 権力に支配されているというのは、必ずしも「実際に」奴隷的扱いを受けていることを意味しないことに注意しなければならない。なぜならウルストンクラフトは、裕福な上流・中流階級の女性についてであっても、彼女らが男性の専制支配の下に置かれていると考えるからである。つまり、自由を奪われた「奴隷」であることは、専制権力に服従しているという状態を指す。彼女によれば、「女性の魂そのものを縛り、彼女を無知の状態に屈従させる、尤もらしい外見の奴隷制度 [...]」が「階級」である (VRW p. 234)。前節で見たように、君主制を含む階級の存在が専制支配を生み、同時に「奴隷」も生み出しているのである。

ここから、ウルストンクラフトの自由概念の輪郭を捉えることができるのではないか。自由が無いということが、専制権力に屈服しながら支配者の言いなりになる状態であるとすれば、反対に、自由であるということは、専制的な振る舞いをする者に対して「否」と対抗的に主張することが可能である状態であると言えよう。異議申し立てに対して、専制的行為者が実際に権力に訴えてその申し立てを撤回させたり、申し立てた者に何かしらの不利益を被らせたりするといったことがあれば、それは「実際に」専制権力が行使され、専制支配が引き起こされたわけであるから、自由は無かった事になる。このように把握される自由概念は、共和主義的自由^(注5)と親和性を持っている。共和主義的自由とは、「たとえ現に権利侵害が行われていないとしても、善良な権力者、あるいは社会の多数者の善意に依存しつつ生きることをも「不自由」であるとする」(岡野 [2004] 120 頁) ような自由である。ただし、これはリベラリズム的な、干渉行為 (「権利侵害」) の不在という「消極的自由」とは異なる。

そして、ウルストンクラフトの自由概念は、「専制的に支配されていない状態」という消極的規定にとどまらず、「自立 (independence)」という積極的な要素を含む^(注6)。それは、上で述べたような共和主義的自由が可能となるための条件である。

なぜ、「自立」が自由概念に必要なのだろうか。主観的に「好き勝手」に行

為できているとしても、例えばそれが慈愛に満ちた主人や君主の許可によって実現されている場合、それは真に「自由」とは言えないだろう。主人や君主の恣意によってその状況はいつでも覆されうるからである（覆される可能性が全く無いのであれば、「主人」や「君主」という地位・身分はもはや意味をなさなくなる）。つまり、「人が何を行為できるか・できないか、あるいは許可されているか・いないか、という明白な事実は、その人の自由を判断する根拠として不十分」（Halldenius [2016] p. 21）なのであり、「主人の注意の欠如によって、あるいは（ひょっとすると一時的な）親切心によって、実際的な自由を得ているとすれば、そもそも主人がいるという事実によって、彼女は不自由であり続ける」（*ibid.*）。ある人が自由か否かというのは、他者の恣意に従属していないかどうかによって明らかとなるのであり、それはすなわち自立しているか否かへと還元されるのである。

この自立は、女性の経済的自立にまで適用される。「彼女は、夫が生きている間に、自分の暮らしを夫の恵みに依存させてはならず、夫の死後にもその支え [= 遺産] に依存させてはならない」（VRW p. 236）。経済的な依存（dependence）が引き起こす事態を、ウルストンクラフトは次のように描写する。

「ここで、従順であるように教育されてきた女性が、分別ある男性を結婚するとしよう。その夫は、彼女に服従という奴隷状態を感じとらせることなく、妻の判断を管理し、この反射光 [= 夫の導き] によって彼女が理性を間接的に受け取ることで、適切に行動することができるようになる。しかし、彼女は自分の保護者の生命を保証することはできない；彼が死んで、彼女に大勢の家族を残すかもしれない。[...] しかし、悲しいかな！彼女は今まで自分で考えたこと（**think for herself**）がなかったどころか、自分で行動したことさえなかったのだ。」（VRW p. 120-121）

自立性を失っているために、依存できなくなる状況になると大変な困難に陥るといふ女性の例は、ウルストンクラフトによれば「誇張された描写ではなく、反対に全くあり得るケース」（VRW p. 121）であるという。それゆえに、彼女は自立とは全く相容れない「従順さ」を女性に求める（ルソー的）教育を批判するのである。彼女は、「女性を男性のように教育せよ、女性が男性に似れば似るほど、女性は男性に対して権力を持たなくなるだろう」という、フェミニズム的な言説に対し冷笑的態度をとるルソーの言葉を逆手に取り、

次のように述べる。「まさにこれが、私の目標とするところである。私は女性が男性に権力を振るうことを望まない。自分自身に対して権力を持つことを望むのである。」(VRW p. 138)

以上で考察してきた「自立」としての自由への希求は、『女性の権利の擁護』に貫かれているものとして解釈することができる。ウルストンクラフトは、専制権力が生む支配的關係について、それが支配者と被支配者の双方を墮落させると繰り返し語る。ルソーや J. S. ミルの思想にも見られる発想だが、被支配者はその隷属状態に慣れてしまい、抑圧を抑圧であると認識できなくなってしまふ (Halldenus [2016] p. 25)。女性が置かれるそのような状況の根本的要因の一つとして、ウルストンクラフトは政治体制の問題を考えているのである。共和主義的な政治によって、専制権力が廃止されれば、女性を含めた市民全体が自由を享受する。これが、普遍主義的な視点に立つ彼女のフェミニズムが目指すところのものである。ウルストンクラフトが提供する共和主義的意味を含んだ「自立」概念は、フェミニズムのみならず、様々な政治的現象の分析に対する有用性をポテンシャルとして持っているのではないか。

結語

本論文では、ウルストンクラフトを「政治哲学者」として捉え、『女性の権利の擁護』において考えられている女性の自由について考察した。「専制権力」の根源としての君主制批判から、彼女の共和主義および啓蒙主義の諸要素を分析した。共和主義的解釈に基づく「自立」は、女性だけでなく、あらゆる抑圧の告発に有効である可能性も示した。「フェミニズムの古典」を解釈し直すことで、現代フェミニズムの自己理解に寄与する方途を見出しうるということも遂行的に示せたのではないか。

序でも述べたように、ウルストンクラフト研究は日本語圏においてごく僅かである。それゆえ、日本における「ウルストンクラフト像」は久しく更新されていないように思われる。例えば、日本のフェミニズム研究書でたびたび言及される「ウルストンクラフトのジレンマ」は、フェミニズムが直面するある種のジレンマとして広く知られている。このジレンマを名付けた Pateman [1989] は、ウルストンクラフトやリベラル・フェミニズムの陥った問題として、女性性と市民権の両立の困難を論じている (ibid. pp. 195-204)。日本におけるウルストンクラフト理解は、研究の不足の故に、この解釈に依って停止してしまっているのではないだろうか。Pateman の理解とは

異なるウルストンクラフト像が、近年の研究によって更新され続けている。フェミニズムという実践の「ジレンマ」は果たしてウルストンクラフトが陥ってしまったものなのか、という疑問も出てくる。この問題は本論文で扱うことができなかったが、今後の研究の課題としたい。

注

(1) 彼女以前にも、メアリ・アステル (Mary Astell, 1668-1731) やアフラ・ベーン (Aphra Behn, 1640-1689) など、(今で言う) フェミニズム的思想を表明した女性が存在したことは付言しておく必要がある。(竹村 [2000] 1-3 頁.)

(2) 『人間の権利の擁護』は、フランスの「人権宣言」における「人間の権利」を擁護するものであると考えられる(後藤・清水 [2020] 213-216 頁) ため、『擁護』でなされる主張がウルストンクラフト自身の権利概念、および自由概念を表しているか否かについては慎重にならなければならない。というのも、ここで語られる「自由」の内容は、「人権宣言」に沿ったものであり、彼女の主張する自由概念と同一視するにはさらなる議論が必要となるからである。しかし、少なくとも、〈自由と不平等な所有〉との関係についての見解は彼女独自のものである。「所有権を自由権と対立するものとして捉え、自由権の保障という正義のために所有権が制約されて然るべきだという見地は、彼女が独自に人権宣言に付け加えたものであり、これは彼女の急進性の証左と言ってよい点である」(ibid. 214 頁)。

(3) カントによれば、民主制においては立法権と執行権をどちらも人民が担うために、両権能が分離せず、民主制は「言葉の本来の意味において必然的に専制である」(VIII 352) とされる。しかし、カントは人民主権を否定しているわけではなく、代表制を支持する(、なぜなら「国家権力に携わる人員(支配者の数)が少なければ少ないほど、これに反して国家権力の代表者数が大きければ大きいほど、国家体制はそれだけ多く共和制の可能性に合致」(VIII 353) するからである)。

(4) 実際に奴隷として使役されていない、例えば上流階級の女性を「奴隷」として論ずることによって、植民地における奴隷制を矮小化しているのではないか、という重要な批判が、ポスト・コロニアル理論から提出されている(cf. Bannerji [1997])。

(5) このような枠組みからのウルストンクラフト解釈に対しては勿論批判も存在する。例えば、Hirschmann and Regier [2019] は「主体性(主観

性)の自由 (subjectivity freedom)」(ibid. pp. 494-496) という認識論的解釈を提示し、共和主義的解釈が不十分であるとしている。

(6) ただし、この「自立」は、個人主義的な意味合いのみを持つのではない。Coffee [2014]によれば、ウルストンクラフトは「自立 (independence)」と「相互依存 (interdependence)」に矛盾を見出さない (ibid. p. 911)。「私が自立していると言うことは、他者からのいかなる助けも必要としないということを示唆するものではなく、私が生活の中で必要不可欠なものに関して、誰かの恵みや好意に依存しないということである。例えば、身体的に非力な人々はフルタイムのケアを必要とするかもしれないが、もしこれが権利の問題として共同体から保障されるのであれば、その人たちは依存しているとみなされない。そのケアの必要に対する人の慈悲に晒されていないからである。」(ibid. pp. 910-911)

文献表

カントからの引用は、慣例に従いアカデミー版全集の巻数をローマ数字で記し、ページ番号をアラビア数字で表記する。また日本語訳は岩波書店版『カント全集』を参考にしたが、適宜引用者が変更を加えた。

Bannerji, Himani, Mary Wollstonecraft, *Feminism and Humanism*. A Spectrum of Reading, in: *Mary Wollstonecraft and 200 Years of Feminisms*, edited by Eileen Janes Yeo, Rivers Oram Press, London, 1997, pp. 222-242.

Coffee, Alan, M.S.J., Freedom as Independence: Mary Wollstonecraft and the Grand Blessing of Life, *Hypatia: A Journal of Feminist Philosophy*, vol.29, no.4, 2014, pp. 908-924.

Ferguson, Susan, The Radical Ideas of Mary Wollstonecraft, *Canadian Journal of Political Science*, vol. 32, no.3, 1999, pp.427-450.

Frazer, Elizabeth, Mary Wollstonecraft's Political Theory, *The Review of Politics*, vol.82, no.1, 2020, pp.25-48.

Halldenius, Lena, *Mary Wollstonecraft and Feminist Republicanism: Independence, Rights and the Experience of Unfreedom*, 1st ed., Routledge, Oxford, 2016.

Hirschmann, Nancy J. and Regier, Emily F., Freedom, in: *The Wollstonecraftian Mind*, edited by Sandrine Bergès, Eileen Hunt Botting

and Alan Coffee, Routledge, Oxford, 2019.

Pateman, Carole, *The Disorder of Women: Democracy, Feminism and Political Theory*, 1st ed., Stanford University Press, Stanford, 1989.

Wollstonecraft, Mary, *A Vindication of the Rights of Men with A Vindication of the Rights of Woman*, edited by Sylvana Tomaselli, Cambridge, 1995. (引用の際にはそれぞれ VRM, VRW と略記. VRM の日本語訳は次を参照：『人間の権利の擁護／娘達の教育について』, 清水和子・後藤浩子・梅垣千尋訳, 京都大学学術出版会, 2020 年.)

梅垣千尋『女性の権利を擁護する - メアリ・ウルストンクラフトの挑戦』, 白澤社, 2011 年.

岡野八代『シティズンシップの政治学 - 国民・国家主義批判』, 白澤社, 2004 年.

後藤浩子・清水和子「『人間の権利の擁護』訳者解説」, メアリ・ウルストンクラフト『人間の権利の擁護／娘達の教育について』, 京都大学学術出版会, 所収, 2020 年, 209-233 頁.

斎藤拓也『カントにおける倫理と政治——思考様式・市民社会・共和制——』, 晃洋書房, 2019 年.

竹村和子『フェミニズム』, 岩波書店, 2000 年.